

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年函館市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を 7 の項とし、同表の 2 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同項を同表の 6 の項とし、同表の 1 の項中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、「就労自立給付金」の後ろに「もしくは進学・就職準備給付金」を加え、「もしくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、「地方税法（昭和 2 5 年法律第 226 号）その他の同法第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同項を同表の 5 の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の同法第1条第1項第4号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>3 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収の取扱いに準じた保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>4 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施の取扱いに準じた被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第2の2の項中「中国残留邦人等支援給付等」を「中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」に改め，同表の3の項中「生活保護関係情報」の後ろに「，昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定および実施もしくは就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報」を加え，同項を同表の4の項とし，同表の2の項の次に次のように加える。

3 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収の取扱いに準じた保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	-------	---

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，別表第2の改正規定（同表の2の項の改正規定を除く。）は，規則で定める日から施行する。